

## 重要【医療保険からのお知らせ】

平成 31 年 4 月 8 日

医療機関各位

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について（検体検査の精度の確保に関する事項）

一般社団法人玉名郡市医師会  
会長 浦田 誓夫  
医療保険担当理事 安田 紀之

2018 年 12 月 1 日より、「医療法等の一部を改正する法律」のうち、「検体検査の精度」確保に関する規定が施行されております。

今回の改正では、病院及び診療所が自ら検体検査を行う場合について、その精度確保の責任者を置くこと、標準作業書及び作業日誌又は台帳関係を作成することとなっております。

具体的には、血球測定等血液学的検査、CRP 等免疫学的検査、血糖やHbA1c 等生化学検査、尿検査、インフルエンザ抗原検査等を行っている診療所では、

- 1) 精度確保の責任者
- 2) 標準作業書及び作業日誌又は台帳の整備
- 3) 内部精度管理実施、外部精度管理受検

等を作成する義務があり、保健所等の外部監査時に提出を求められると思われ  
ます。

下記サイトにアクセスいただき、詳細確認と書類作成をお願いいたします。

尚、インターネットのご活用などが難しい場合は事務局までご連絡下さい。

ウェブサイト（検索名）

『 医療機関における検体検査業務の精度確保に関する資料 』

URL : <https://jmamdc.med.or.jp/guidance/kensa>

※玉名郡市医師会のホームページにリンクを掲載しています。

【当該お知らせに関する連絡先】

玉名郡市医師会連携事業部

電話 76-7066